



2.3.1 現在

世帯数 60,953 (98減) 男 60,361 (23減)
人口 122,210 (97減) 女 61,849 (74減)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

問健康課健康係 (☎042-321-1240)



新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等が中止または内容が変更になる場合があります。最新の情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。関連情報については市ホームページ(上記QRコード)にまとめて掲載しています。

なお、市および関係団体(市の後援または補助金等を受けて事業を実施する団体)が実施するイベント等(イベント、行事および会議)の取り扱いについて、下記のとおり中止・延期等の基準を定めました。

市民の皆様におかれましては、インフルエンザ予防と同様の咳エチケットや手洗いなどの感染症対策をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患等をお持ちの方については、人込みの多いところや不要不急の外出をできるだけ避けるなど、より一層のご注意をお願いいたします。

【新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応など】

厚生労働省電話相談窓口(☎0120-565653)、東京都電話相談窓口(ナビダイヤル☎0570-550571) ※いずれも午前9時～午後9時(土曜・日曜・祝日も実施)

【▷37.5度以上の発熱が4日以上続いている方(高齢者、持病のある方は連続して2日程度)▷強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方のいずれかに該当する場合】

帰国者・接触者電話相談センター＝東京都多摩府中保健所(☎042-362-2334※月曜～金曜日午前9時～午後5時)、都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター(☎03-5320-4592※月曜～金曜日午後5時～翌日午前9時、土曜・日曜・祝日は終日)

市および関係団体が実施するイベント等の中止・延期等の基準

現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられるため、次の①～⑤(以下「考慮すべき基準」)に該当する場合、市が実施するイベント等は、令和2年3月31日までの間、原則中止または延期とし、関係団体には、考慮すべき基準に準じた対応を要請することとしました。なお、この取り扱いについては、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施します。

- ①市および関係団体が実施するイベント等のうち、不特定多数の人が集まるもの
- ②イベント等の対象者に高齢者、基礎疾患のある者、妊婦および子どもが含まれるもの
- ③イベント等の会場が閉鎖空間であり、または参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接触する等の状況が想定されるもの
- ④イベント等の会場で、飲食の提供があるもの
- ⑤イベント等の対象者に医療従事者など市民の救命救急に関わる者が含まれるもの

予防のポイント

【咳エチケット】

咳やくしゃみが出るときは、ほかの人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、直接人にかからないようにしましょう。

【手洗い】

外から帰ったときや咳・くしゃみを手で覆ったときなど、こまめに手

を洗いましょう。手洗い後は、十分に水で流し、ペーパータオルや清潔なタオルでよくふき取って乾かしましょう。手ふき用タオルは共有せず、ペーパータオル等を使い、毎回タオルを交換するか、個人用タオルを利用しましょう。

正しい手洗いの方法については、右記のとおりです。

○正しい手洗いの方法

①流水でよくぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



④指の間を洗います。



②手の甲をのぼすようにこすります。



⑤親指と手のひらをねじり洗います。



③指先・爪の間を念入りにこすります。



⑥手首も忘れずに洗います。十分に水で流し、清潔なタオル等でよくふき取って乾かしします。



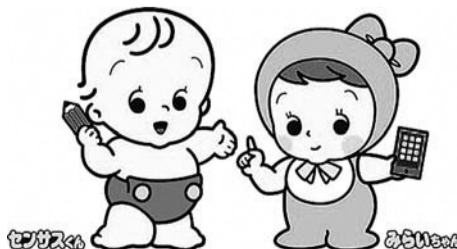
写真提供…東京都健康安全研究センター

令和2年国勢調査の調査員を募集中

- 任命期間 8月下旬～10月下旬(予定)
- 報酬 7万円程度(2調査区担当の場合の予定額)
- 応募資格 ▷20歳以上の調査活動ができる健康な方▷警察官、選挙に直接関係していない方▷暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
- 申込書配布 総務課(市役所本庁舎1階)、市役所第二庁舎1階受付、主な市内公共施設、市ホームページ
- 簡単な面談を実施するため、申込書は、受

験者本人が持参してください。代理の方や郵送による提出はできません

☎4月30日までに、申込書に必要事項を明記し、直接、総務課庶務係(☎042-387-9805)へ



市・都民税の申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための所得税の確定申告期限延長に合わせて、市・都民税の申告期限を4月16日(木)まで延長しました。

なお、3月15日(日)を除く土曜・日曜・祝日は手続きできません。

また、3月17日(火)以降、所得税の確定申告書は武蔵野税務署へご提出ください。

問▷市・都民税＝市民税課市民税係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)▷所得税＝武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1☎0422-53-1311)